

様式2 (第5条関係)

H31健地保第1119号

令和元年8月28日

社会福祉法人 つどいの家
理事長 下郡山 和子 様

仙台市長 郡 和子



生活困窮者就労訓練事業認定通知書

令和元年8月23日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人 つどいの家 〒984-0838 仙台市若林区上飯田1丁目17-58 理事長 下郡山 和子	
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	① つどいの家・コペル 〒984-0838 仙台市若林区上飯田1丁目17-58 ② 仙台つどいの家 〒983-0836 仙台市宮城野区幸町3丁目12-16 ③ つどいの家・アプリ 〒982-0816 仙台市太白区山田本町3-20	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容	・3名/日 ・障害者生活介護及びスタッフ補助業務全般	
当該認定に関する事項	認定年月日	令和元年9月1日
	認定番号	0 4 1 0 0 0 0 1 8 8

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。